

新設学校給食センター建設について保護者等からの質疑応答

○地産地消について

地産地消については、現在も野菜については市内生産者（19件）から提供をしていただいており、平成22年度も年間約75%程度の実績があります。今後も基本理念にあるように、継続して地産地消の取り組みに努めていきます。

○統合した給食センターでの、食中毒のリスクについて

現在も徹底した衛生管理を心がけ、本市ではこれまで食中毒の発生はありません。老朽化した施設設備のなかでの衛生管理の徹底は、職員の意識の高さにたよる部分も多くあり、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設整備を早急に行なうことが重要と考えます。また、2調理ラインの設計段階で、より衛生的な作業工程及び作業動線となるよう、外来者との交差がおきないような、できるだけ独立型にちかい双合案とすることでリスクを軽減していくたいと考えています。

○アレルギー食への対応について

平成17年5月（平成21年8月改正）に「学校給食における食物アレルギー等の対応基本方針」を策定するとともに、平成21年8月には「宜野湾市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱」を制定し、食物アレルギー対応を行なっております。

本市においては、平成23年9月末現在、29名の児童・生徒にアレルギー対応を行っており、新設給食センターにおいてはアレルギー除去食専用調理室の確保等施設整備を図り、安全に食物アレルギー対応ができる給食を提供していきます。

○食育について

受配校の増加による食育授業や個別指導については、これまで同様に各学校との連携による食育指導の工夫で対応できるよう努めます。新設給食センターでは、実際に給食調理の様子を見学できるコースや研修室を整備し、より身近に給食センターが食の学びの場としての施設を目指しています。

○配達時間について

現在地より遠くなることで配達時間は今までよりかかってきますが、各学校までの配達時間を最長で20分程度と試算しており、現状の給食のサービスの維持は可能と考えています。

また、配送ルートの再編や増車および調理員の負担軽減を図るうえからも検討、改善が必要と考えています。

建設予定地は、現在道路に接していないため、建設時には水路側に架橋設置を計画しているが将来、都市計画道路（伊佐、真志喜線）が計画されており、配送時間の改善が図られると考えております。

○学校給食の基本理念について

- 1、安全・安心・確実でバランスが良く美味しいと、創意工夫に富んだ給食の提供
- 2、食育の充実を促進し、安全に食物アレルギー等への対応ができる給食の提供
- 3、地域社会に貢献でき、地産地消を推進する給食の提供

以上の基本理念をしっかりと実行してまいります。

○調理員人数・栄養士の人数について

定員適正化計画により、正規の調理員数に関しては現員の維持になると想っています。栄養士は現在各給食センターに2人、計4人となっています。新設給食センターでは合計食数での配置計画では2人になっていますが、2調理ラインで計画していること、配食校が8校になることから現員4人の確保に努めています。

○調理員一人当たりの食数について

区分	食数	⇒	区分	食数
普天間第二センター	189		新設センター	188
真志喜センター	194		宜野湾センター	186
宜野湾センター	184		大山センター	143
大山センター	184		平均食数	172
平均食数	187			

○災害対策について

建設予定地は、沖縄県の高潮浸水等を想定した造成レベルのはごろも小学校の運動場隣接地であり、近隣住環境に配慮した造成高さで整備を計画しております。

○建設検討委員会について

今回は「普天間第二、真志喜学校給食センター建設検討委員会」設置要綱に基づいて、両センターの施設更新、統合等の方針決定に関すること、学校給食センターの基本構想・基本計画等を検討協議するため、平成22年11月に設置されました。メンバー構成は委員会職員7名（指導部：部長、次長、学務課長 給食センター所長、教育部：部長、次長、施設課長）学校給食運営委員4名（校長2名、PTA会長2名）計11名です。

今後、新たに給食センターの建設等に関して協議、検討の必要があれば新たな要綱に基づいた、検討委員会の設置が必要になります。

○学校給食センター施設整備の計画について

これまで、給食センター建設に関して長期計画がありませんでした。今回は老朽化したセンターの改築計画を提案してまいりました。説明会等でのご意見にもありますように、将来的にも普天間地域での学校給食センターは必要となることから、配食校の再編も含め「宜野湾市学校給食センター再編計画（案）」を作成いたしました。

○普天間第二給食センター現地建替えについて

現給食センター敷地での建替は、ドライ方式の導入、衛生管理ための汚染作業区域と非汚染区域を区画することなど必要な諸室の整備に必要な敷地面積がとれません。学校給食施設は衛生的な場所に設置し、食数に応じた広さが必要なことから現地建替えできないと検証結果がでております。

また、2階建てにする案についても検証を行いましたが、洗浄室の確保、エレベーター使用による作業効率の低下等学校給食調理場として機能的ではないと判断しております。

県外には2階建て等の施設の例がありますが、改築されたり、改築を検討しているなどの状況があります。

○軍用地の普天間第二小学校仮校舎跡地の一部使用について

普天間第二小学校仮校舎跡地につきましては、平成10年に市長からの依頼に基づき、普天間飛行場司令官から特段の配慮により無償提供していただいている軍用地です。現在、喜友名区、新城区、普天間三区の3自治会で管理を行い利用しておりますが、沖縄防衛局に確認したところ普天間第二学校給食センターの代替地として一時使用する場合、普天間第二小学校仮校舎跡地における平面プラン（敷地面積、延床面積、通路、駐車場等）の提示、地権

者全員（21人）の承諾、現在使用している3自治会の承認が必要であること。

次に普天間飛行場不動産部へ給食センターの建設計画について打診し、一時使用に係る課題、条件等が無いか各関係部署へ確認し一時使用に係る条件がクリアできれば、日米合同委員会に議題としてあげることができ、決定までには2年程度の期間を要するとのことあります。

ただし課題もあります。現在無償で使用しておりますが、日米合同委員会において承認された場合、普天間第二学校給食センター用地だけでなく残地についても借地料が発生することが予想され、使用料は単年度で約960万円程度見込まれます。

さらに、現在無償使用しています市民広場や普天間市民駐車場にも協議波及が想定され、単年度で7,200万円程度の使用料を要求されることが懸念されます。

○軍用地のキャンプ瑞慶覧の一時使用について

キャンプ瑞慶覧の一時使用については、普天間第二小学校仮校舎跡地の一時使用と同様の手続きとなり、使用料も発生します。

課題としては、約3,500m²の土地を普天間中学校校区内で確保するためには、普天間三叉路から喜友名までの間で用地を検討する必要があり、外人住宅の移転費用についても市負担で整備する必要があるなど、財政負担が大きいと考えます。

○普天間中学校テニスコート、普天間第二小学校教材園の使用について

普天間中学校及び普天間第二小学校についても校地面積は狭隘で公立小中学校規模別校地面積基準を下回っている状況です。学校教育施設整備の向上に努めていく必要があることから、普天間中学校テニスコート、普天間第二小学校教材園の学校教育施設の転用は適していないと考えております。また、給食センター屋上にテニスコートを整備することについては検証しておりません。

○ユニオン用地の取得について

ユニオンの現況敷地面積は3,206.67m²で、建築面積が997.57m²、延床面積が984.60m²です。同敷地の用地地域は第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域にまたがっており、建設敷地が2以上の用途地域にまたがる場合は、敷地面積の過半が属する地域の制限が適用されるため、ユニオンは、第一種住居地域が適用されています。

そのため、普天間第二学校給食センター用地として、市へ2.49m²以上売却した場合、

第一種中高層住居専用地域の用途制限が適用されることとなり、その際の物品販売店の延床面積は建築基準法上 500 m^2 以内となり、現延床面積が 984.60 m^2 は法不適格の建物となってしまいます。